

他施設からの転換による介護医療院の整備事業者を募集します。【令和6年度公募】

募集区分	民有地における介護老人保健施設などの他施設からの転換による介護医療院の整備
施設種別	ユニット型個室を優先しますが、多床室の整備も可能です。
整備時期	令和8年度末までの開所が可能であること。
募集規模	定員70人分程度（応募状況等により募集規模は前後する場合があります。）
対象者	介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第3項第1号の規定のとおり、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者（新規設立法人も含む）とします。
補助制度	介護医療院への転換に要する改修費・備品購入費に対する補助金 定員1人あたり2,838千円（上限額）
応募条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記の対象者に該当するものであること。 2 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例に定める基準を満たしていること。 3 市内の特別養護老人ホームでは受入れが難しい医療的ケアが必要なことが理由で待機者となっている方々を、開設から1年以内に介護医療院の定員の1割以上受け入れること。結果としてこれを達成しなかった場合には、交付した補助金額の1割を本市に返還すること。 4 整備する介護医療院の敷地内に、災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）及び災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水深1メートル以上の浸水想定区域）が含まれないこと。
応募方法	<p>（必要書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（書式あり） ・法人の決算書の写し 直近3期分 ・監査結果の写し 直近3か年分 ・事業所（施設）指定通知書の写し ・法人の定款及び役員名簿 <p>必要書類を2部作成し、紙媒体で持参してください。また同内容のデータも提出してください。 <締切> 令和6年7月10日（水）17時15分（厳守） ※ 締切後の提出や添付書類に不備のある事業計画書は受け付けません。</p>
留意点	<p>主に次の点を評価します。評価の結果により、整備事業者として選定しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工透析治療が必要な入居者の受入れの可否 ・特別養護老人ホーム待機者の受入予定割合（介護医療院の定員の1割以上は必須） ・法人の財務状況 ・監査の結果 ・必要な人材の確保とその考え方 <p>選定結果については、令和6年9月頃を目安として決定します。</p>
連絡先	<p>横浜市中区本町6丁目50番の10 横浜市健康福祉局高齢施設課施設整備係 電話：045(671)4119 FAX：045(641)6408 Eメール：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp</p>